

# 和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査

## 調査のお願い

日ごろから、県政にご協力いただきありがとうございます。

さて、和歌山県では、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる男女共生社会の実現に向けて全庁をあげて取り組んでいるところです。

この調査は、県民の皆様にも男女共同参画に対するお考えやご意見をおうかがいし、今後の施策を検討するうえでの基礎的な資料とさせていただくことを目的に実施します。

ご回答いただく方は、県内にお住まいの20歳以上の方から、男女各1,500人を無作為に選ばせていただきました。この調査にはあなたのお名前を書いていただく必要はありません。

また、お答えの内容は本調査の目的以外に利用することはありませんので、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることは決してございません。

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成18年7月 和歌山県

## ご記入にあたってのお願い

1. この調査は個人を対象としていますので、あなたご自身の判断で記入してください。
2. 回答は、問1から順に、質問ごとに用意した回答の中から、あなたのお考えにあてはまる番号に○印をつけてください。「その他」にあてはまる場合には、( )内に具体的な内容を記入してください。
3. 質問によっては、ある条件に該当する方だけにご回答いただくものがありますが、その場合は説明がありますから、指示にしたがってお答えください。
4. 記入上の不明な点や調査についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

和歌山県 環境生活部 共生推進局 男女共生社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL : 073-441-2510

FAX : 073-441-2514

E-mail : [e0315001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0315001@pref.wakayama.lg.jp)

5. 記入が終わりでしたら、アンケート用紙を同封の返信用封筒に入れて、**8月11日(金)**までに切手を貼らずにご投函ください。(アンケート用紙、返信用封筒には、お名前、ご住所を書いていただく必要はありません。)

## あなた自身とあなたのご家族についておうかがいします。

問1 あなたの性別は。

1 女性

2 男性

問2 あなたの年齢は。(平成18年4月1日現在)

1 20～29歳

4 50～59歳

2 30～39歳

5 60～69歳

3 40～49歳

6 70歳以上

問3 あなたのお子さんは。 ※別居のお子さんも含めてお答えください。

1 息子がいる

3 息子と娘の両方がいる

2 娘がいる

4 子どもはいない

問4 同居のご家族は。(あてはまるもの全てに○印)

1 配偶者

7 母

13 祖母

2 息子

8 兄

14 その他

3 娘

9 姉

(具体的に

)

4 息子の配偶者

10 弟

15 一人暮らしである

5 娘の配偶者

11 妹

6 父

12 祖父

問5 あなたのお住まいの地域は。

1 和歌山市

5 有田市・有田郡

2 海南市・紀美野町

6 御坊市・日高郡

3 岩出市・紀の川市

7 田辺市・西牟婁郡

4 橋本市・伊都郡

8 新宮市・東牟婁郡

## 男女平等意識についておうかがいします。

問6 あなたは、今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(①～⑧の項目それぞれについて、1つだけに○印)

	優遇されている 非常に 男性のほうが	優遇されている 男性のほうが どちらかといえば	平等である	優遇されている 女性のほうが どちらかといえば	優遇されている 非常に 女性のほうが	わからない
①家庭生活では	1	2	3	4	5	6
②職場では	1	2	3	4	5	6
③地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
④社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5	6
⑥政治の場では	1	2	3	4	5	6
⑦学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体では	1	2	3	4	5	6

問7 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。(1つだけに○印)

- 1 賛成である
  - 2 仕方ないと思う
  - 3 あまり好ましくない
  - 4 よくない考えである

## 家庭生活についておうかがいします。

問8 あなたは結婚していますか。(1つだけに○印)

- 1 結婚している
- 2 過去に結婚していたが、離別または死別した
- 3 事実婚をしている
- 4 過去に事実婚をしていたが、離別または死別した
- 5 結婚していない
- 6 その他 (具体的に )

問9 あなたは、結婚に対して負担を感じますか。(結婚されている方は、結婚に対して負担を感じていますか。)(1つだけに○印)

- 1 非常に感じる (感じている)
  - 2 どちらかといえば感じる (感じている)
  - 3 どちらともいえない
  - 4 どちらかといえば感じない (感じていない)
  - 5 全く感じない (感じていない)
- ▶ 問10へお進みください

▶ 問9-1 どのような負担を感じますか (感じていますか)。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 家事の負担
- 2 育児の負担
- 3 親の介護の負担 (自分の親及び結婚相手の親を含む)
- 4 経済的負担
- 5 仕事と家庭を両立させるのが困難
- 6 行動の自由が制約される負担
- 7 その他 (具体的に )

問10 仕事と家庭に関する男女（夫婦、パートナー）の役割分担について、本来どのようにあるべきだと思いますか。（1つだけに○印）

- 1 男性は仕事、女性は家庭を担当する
- 2 男性は仕事、女性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をする
- 3 男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当する
- 4 男女とも仕事をし、家庭も男女で協力して行う
- 5 男女とも仕事をし、家庭は主に男性が担当する
- 6 女性は仕事、男性は家庭を担当する
- 7 女性は仕事、男性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をする
- 8 男女とも仕事をし、家庭は他の家族や民間サービスなどに任せる
- 9 性別による役割分担をせずに、夫婦、パートナーにあったかたちで行う
- 10 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問11 仕事と家庭における男女（夫婦、パートナー）の役割分担について、あなたが、問10のように考えるのはなぜですか。（2つまでに○印）

- 1 親（保護者）の生き方を見てそう思ったから
- 2 学校でそう教えられたから
- 3 配偶者や配偶者の家族の考え方を聞いてそう思ったから
- 4 友人やまわりの人の考え方を聞いてそう思ったから
- 5 講演やフォーラムなどに参加してそう思ったから
- 6 新聞、雑誌、テレビなどマス・メディアを見聞きしてそう思ったから
- 7 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問12 では、実際に、あなたのご家庭での仕事と家庭に関する男女（夫婦、パートナー）の役割分担に近いものはどれですか。（1つだけに○印）

- 1 男性は仕事、女性は家庭を担当している
- 2 男性は仕事、女性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をしている
- 3 男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当している
- 4 男女とも仕事をし、家庭も男女で協力して行っている
- 5 男女とも仕事をし、家庭は主に男性が担当している
- 6 女性は仕事、男性は家庭を担当している
- 7 女性は仕事、男性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をしている
- 8 男女とも仕事をし、家庭は他の家族や民間サービスなどに任せている
- 9 性別による役割分担をせずに、夫婦、パートナーにあったかたちで行っている
- 10 一人暮らしなので、全て一人でやっている
- 11 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問13 現在、あなたの家庭に介護が必要な方がおられる場合、その方の介護は主にどなたがしていますか。※介護が必要な方からみた続柄をお答えください。(1つだけに○印)

- |         |                |
|---------|----------------|
| 1 父     | 9 子どもの妻        |
| 2 母     | 10 その他の親せき     |
| 3 兄弟姉妹  | 11 知人・友人       |
| 4 夫     | 12 ヘルパー等の介護従事者 |
| 5 妻     | 13 施設で介護をしている  |
| 6 息子    | 14 その他(具体的に )  |
| 7 娘     | 15 介護が必要な人はいない |
| 8 子どもの夫 |                |

### 子育てや子どもの教育についておうかがいします。

問14 (1) あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。(1つだけに○印)

- |      |      |      |        |      |         |
|------|------|------|--------|------|---------|
| 1 1人 | 2 2人 | 3 3人 | 4 4人以上 | 5 0人 | 6 わからない |
|------|------|------|--------|------|---------|

(2) 実際の子どもの数は何人ですか(何人になりそうですか)。(1つだけに○印)

- |      |      |      |        |      |         |
|------|------|------|--------|------|---------|
| 1 1人 | 2 2人 | 3 3人 | 4 4人以上 | 5 0人 | 6 わからない |
|------|------|------|--------|------|---------|

問15 最近、生まれてくる子どもの数が減っています。それはなぜだと思いますか。(3つまでに○印)

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 子育てよりも自分や夫婦の生活を大切にしたい夫婦が増えたから    |
| 2 少ない人数の子どもをじっくり育てたい夫婦が増えたから       |
| 3 子育てへの不安など、精神的な負担が大きいから           |
| 4 子育てのための体力的負担が大きいから               |
| 5 育児に関して、家族や周囲の理解や協力が不十分だから        |
| 6 地域に子育てのことを気軽に相談できる相手がないから        |
| 7 結婚をしない男女間の子ども(婚外子)に対する差別や偏見があるから |
| 8 子育てのための経済的負担が大きいから               |
| 9 住宅事情がよくないから                      |
| 10 定職を持たない若者や経済的に自立ができない若者が増えたから   |
| 11 出産や子育てと仕事を両立するため、企業として支援が不十分だから |
| 12 保育施設や子育てを支援する社会的援助が不十分だから       |
| 13 結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えたから        |
| 14 その他(具体的に )                      |

問16 子育てについて、あなたのご意見に近いものはどれですか。

(①～⑨の項目それぞれについて、1つだけに○印)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
①子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい	1	2	3	4	5
②子どもの世話の大部分は、男親にもできる	1	2	3	4	5
③親が仕事のために、子育て支援サービスを活用してもよい	1	2	3	4	5
④子どもは、性別にこだわらず個性を伸ばすほうがよい	1	2	3	4	5
⑤男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい	1	2	3	4	5
⑥男の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
⑦女の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
⑧男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
⑨女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5

問17 男女平等教育をすすめるために、学校にどのようなことを期待しますか。(3つまでに○印)

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校生活の中で、性別による役割分担をなくす<br/>(例：運動会の応援団長や文化祭のリーダーは男子で、女子は記録係や補佐役、など)</li> <li>2 進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにする<br/>(例：“男だから4年制大学へ、女だから短大へ”といった進路指導、など)</li> <li>3 人権の尊重についての教育をすすめる</li> <li>4 小学校の低学年から系統的に性教育を行い、「性」が人間の尊厳に関わるものであることを教える</li> <li>5 男女がともに社会参画する視点から、職業体験やまちづくりへの参加などの体験学習をする</li> <li>6 他者の意見を尊重しつつ自分の意見を主張するという指導を通じて、男女の相互理解を深める</li> <li>7 男女平等教育の研修を通して、教職員自身の意識を変える</li> <li>8 学校全体で、男女平等教育に取り組む体制をつくる</li> <li>9 校長や教頭に女性を増やす</li> <li>10 P T Aや保護者会などを通じて、男女平等教育への保護者の理解と協力を求める</li> <li>11 その他(具体的に</li> <li>12 わからない</li> </ol> | ) |
|--|---|

## 就労についておうかがいします。

問18 次にあげる就職と結婚、出産を中心にした「女性」の生き方のうち、あなたにとって（男性の場合、あなたの妻にとって）、(1) 理想とするものと、(2) 実際になりそうな（現実にならなっている）ものは、どれに近いですか。**(1)、(2)それぞれについて番号を記入してください。**

※なお、未婚の方は結婚したと仮定した上で、あなたのお考えをお答えください。

(1) 理想の（理想としていた）生き方 □□ (記入欄)

女性の方へ：実際にできる、できないは別にして、あなたの理想とする生き方を選んでください  
男性の方へ：あなたの妻の生き方として、本来こうあってほしいと思う生き方を選んでください

(2) 実際になりそうな（現実にならなっている）生き方 (記入欄)

①～⑧の中からあてはまる番号を記入

女性の方へ：あなたの生き方は（将来も含めて）、実際にはどのようになりそうですか。  
男性の方へ：あなたの妻の生き方は、実際にはどのようになりそうですか。

(次にあげる①～⑧の中から、番号を記入欄にお書きください)

**【女性の生き方】** ※ここでの職業とは、収入を得る仕事のことで。

- ① 結婚や出産にかかわらず、一生職業を持つ
- ② 結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない
- ③ 出産までは職業を持つが、出産後は持たない
- ④ 結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ
- ⑤ 結婚または出産後、初めて職業を持つ
- ⑥ 一生職業を持たない
- ⑦ わからない
- ⑧ その他（理想：具体的に \_\_\_\_\_）  
（実際：具体的に \_\_\_\_\_）

問19 あなたのお仕事は。**(1つだけに○印)**

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林漁業の自営業主</li> <li>2 農林漁業の家族従業員</li> <li>3 商工業の自営業主</li> <li>4 商工業の家族従業員</li> <li>5 サービス業などの自営業主</li> <li>6 サービス業などの家族従業員</li> <li>7 自宅で内職</li> <li>8 常勤の会社員、団体職員</li> <li>9 嘱託の会社員、団体職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 パートやアルバイトの勤め人（学生アルバイトは除く）</li> <li>11 人材派遣企業の派遣社員</li> <li>12 公務員、教員</li> <li>13 学生</li> <li>14 専業主婦・主夫</li> <li>15 無職</li> <li>16 その他 （具体的に _____）</li> </ul>
--	--



**【現在、仕事（収入を得る仕事）を持っている方にお聞きします】**

※現在、仕事を持っていない方は問 23 へお進みください。

問20 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。（2つまでに○印）

1	家業だから
2	生計を維持するため
3	生計を補助するため
4	将来に備えて貯蓄するため
5	自分の自由になるお金が欲しいから
6	自分の能力・技術を生かすため
7	社会の役にたきたいから
8	社会経験を豊かにしたり、いろいろな人と知り合いたいから
9	職業を持つのが当たり前だから
10	その他（具体的に
11	わからない

問21 あなたの働く場では、女性と男性は平等だと思いますか。（①～⑧の項目それぞれについて、1つだけに○印）

	優遇されている 非常に 男性のほうが	優遇されている 男性のほうが	平等だと思う	優遇されている どちらかといえば 女性のほうが	優遇されている 非常に 女性のほうが
①採用時の条件	1	2	3	4	5
②賃金	1	2	3	4	5
③昇進・昇格	1	2	3	4	5
④能力評価	1	2	3	4	5
⑤仕事の内容	1	2	3	4	5
⑥仕事に対する責任の求められ方	1	2	3	4	5
⑦研修の機会や内容	1	2	3	4	5
⑧有給休暇や育児休業・介護休業等の取得のしやすさ	1	2	3	4	5

問22 あなたは、現在の仕事で不満に思っていることがありますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 収入が少ない
- 2 仕事がきつい
- 3 仕事にやりがいがない(単調、補助的である)
- 4 仕事や勤め先に将来性がない
- 5 仕事が自分の能力や性格にあわない
- 6 自分の能力が正しく評価されない
- 7 昇進、教育訓練などが男女間で不公平である
- 8 人間関係がうまくいかない
- 9 福利厚生が不十分である
- 10 身分や雇用が不安定である
- 11 通勤が不便である
- 12 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)がある
- 13 その他(具体的に )
- 14 特になし

-----▶ 問24へお進みください

**【現在、仕事(収入を得る仕事)を持っていない方にお聞きします】**

問23 あなたは今後、適当な仕事があれば働きたいと思いませんか。(1つだけに○印)

- 1 今すぐに働きたい
  - 2 将来的には働きたい
  - 3 働きたいと思わない
- ▶ 問24へお進みください

-----▶ 問23-1 働くとなれば、どのような形で働きたいですか。(1つだけに○印)

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1 正社員、正職員      | 5 家での内職 |
| 2 パートタイム、アルバイト | 6 その他   |
| 3 自分で事業経営      | (具体的に ) |
| 4 家業の手伝い       | 7 わからない |

問23-2 働きたいと思ったとき、気がかりなことは何ですか。(3つまでに○印)

- 1 自分のしたい仕事に就けるか
- 2 自分の資格や能力が通用するか
- 3 年齢制限
- 4 職場の人間関係がうまくいくか
- 5 賃金など、望む労働条件が得られるか
- 6 仕事の受注や資金繰りが安定するか
- 7 自分の健康状態や体力に不安がある
- 8 家族の理解が得られるか
- 9 家事、子育て、介護との両立ができるか
- 10 保育所(園)、学童保育を利用できるか
- 11 その他(具体的に )
- 12 特にない

**【全員の方にお聞きします】**

問24 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 女性の雇用機会を拡大する
- 2 賃金、昇給の男女の格差をなくす
- 3 男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める
- 4 男女ともに、能力を発揮できる配置を行う
- 5 女性の能力、チャレンジ意欲を向上させるための教育・研修機会を充実する
- 6 女性の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性の進出を促す計画を策定する
- 7 結婚退職、出産退職の慣行をなくす
- 8 男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする
- 9 パートタイマー・派遣労働者の給与・労働条件を改善する
- 10 職場において男女が対等であるという意識を普及させる
- 11 女性自身の職業に対する自覚・意欲を高める
- 12 その他(具体的に )
- 13 わからない

## 社会活動、地域活動についておうかがいします。

問25 あなたが現在参加している地域活動をお答えください。(あてはまるもの全てに○印)

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1 町内会・自治会・PTA活動      | 7 自然環境保護に関する活動  |
| 2 子ども会などの青少年育成活動     | 8 まちづくりなどの市民活動  |
| 3 社会福祉に関する活動         | 9 政党・労働組合などの活動  |
| 4 消費者団体・消費生活グループの活動  | 10 その他          |
| 5 趣味・スポーツ・教養等のグループ活動 | (具体的に )         |
| 6 国際交流に関する活動         | 11 いずれにも参加していない |

問26 あなたが今後参加したい活動を行う上で、どのようなことが障害になると思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1 時間がない(仕事・家事・育児で忙しい)       |  |
| 2 育児・介護を頼める所がない             |  |
| 3 健康や体力に自信がない               |  |
| 4 身近な所に活動する場所がない            |  |
| 5 経済的に余裕がない                 |  |
| 6 配偶者や家族の理解が得られない           |  |
| 7 職場の上司や同僚の理解が得られない         |  |
| 8 リーダーや代表者になると責任が重すぎるから     |  |
| 9 自分のしたい活動をしているグループや団体を知らない |  |
| 10 その他(具体的に )               |  |
| 11 特に障害はない                  |  |
| 12 かかわりを持ちたくない              |  |

問27 仮に、あなたが今からあげるような役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、どうしますか。(1つだけに○印)

	積極的に引き受ける	なるべく引き受ける	なるべくことわる	絶対にことわる
①PTA会長、子ども会長	1	2	3	4
②町内会長、自治会長	1	2	3	4
③職場の管理職	1	2	3	4
④県や市町村の審議会や委員会のメンバー	1	2	3	4
⑤知事や市町村長	1	2	3	4
⑥国会議員、地方自治体議員	1	2	3	4

問28 あなたは次のような地域の防災に関する活動に参加したことがありますか。(あてはまるもの全てに○印)

1 消火訓練	6 防災フェスタなどのイベント
2 応急救護訓練	7 防災講演会、座談会など
3 避難訓練	8 その他
4 救出・救助訓練	(具体的に )
5 職場での自衛消防訓練	9 いずれも体験・参加したことがない

問29 あなたが避難生活をしなければならなくなったとき、気がかりに思うことは何ですか。(3つまでに○印)

1 トイレ、風呂など衛生面のこと	6 病気
2 食事	7 ペットの世話
3 子ども	8 家計などの経済的なこと
4 仕事	9 情報の入手
5 プライバシー	10 その他 (具体的に )

問30 実際の災害時に、あなたができると思うことはどのようなことですか。(3つまでに○印)

1 避難をしている人たちへの炊き出し
2 生き埋めになった人などの救助
3 けが人を病院などへ運ぶ
4 物資などの搬送
5 情報収集・提供
6 要援護者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等)の避難の手伝い
7 消火活動
8 その他(具体的に )

## 女性の人権についておうかがいします。

問31 女性の人権が尊重されていないと思うものは、次のどれですか。(あてはまるもの全てに○印)

- |    |                         |   |
|----|-------------------------|---|
| 1  | レイプ（強姦）などの暴力            |   |
| 2  | 通勤電車などでの痴漢行為            |   |
| 3  | セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）  |   |
| 4  | 夫・パートナーからの暴力（精神的暴力等を含む） |   |
| 5  | 売春・買春、援助交際              |   |
| 6  | 「女のくせに」という言葉            |   |
| 7  | 男女の固定的な役割分担意識を押しつけること   |   |
| 8  | 女性の容姿を競うミス・コンテスト        |   |
| 9  | 女性に対するストーカー（つきまとい行為等）   |   |
| 10 | その他（具体的に                | ) |
| 11 | 特になし                    |   |

問32 次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）や恋人の間で行われた場合、それを暴力であると思いますか。(①～⑬の項目それぞれについて1つだけに○印)

	力にあたる どんな場合でも暴	でない場合がある 暴力の場合とそう	思わない 暴力にあたるとは
①刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
②身体を傷つける可能性のある物で、なぐる	1	2	3
③平手でぶつ、足でける、物をなげつける	1	2	3
④なぐるふりをしておどす	1	2	3
⑤いやがるのに、性的な行為を強制する	1	2	3
⑥見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑦何を言っても、無視し続ける	1	2	3
⑧交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する	1	2	3
⑨「誰のおかげで生活できるのか」「かいしょうなし」などと言う	1	2	3
⑩大声でどなる	1	2	3
⑪生活費を渡さない	1	2	3
⑫避妊に協力しない	1	2	3
⑬子どもに危害を加えると言っておどす	1	2	3

問33 あなたは、夫婦や恋人間の暴力を身近に見たり聞いたりしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 身近に当事者がいた
- 2 身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある
- 3 テレビや新聞などで問題になっていることを知っている
- 4 その他(具体的に )
- 5 見聞きしたことはない

問34 あなたは、<sup>※</sup>配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。(あてはまるもの全てに○印)※配偶者には、婚姻の届出をしていない「事実婚」も含み、男性・女性の別を問いません。

- 1 警察署
- 2 法務局・地方法務局、人権擁護委員
- 3 女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)
- 4 女性のための総合的な施設(県男女共生社会推進センターなど)
- 5 県庁、県振興局
- 6 市役所、町村役場
- 7 裁判所
- 8 民間の機関(弁護士会、民間シェルター、NPOなど)
- 9 その他(具体的に )
- 10 相談窓口として知っているところはない

問35 最近、性犯罪や、配偶者や恋人から受ける暴力であるドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- 2 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- 3 暴力や性に関する意識変革のための啓発をする
- 4 被害者のための窓口や相談所、保護施設を設ける
- 5 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる
- 6 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
- 7 警察や裁判所に被害届を出しやすい環境をつくる
- 8 捜査や裁判等の過程で被害者の心情等に配慮する
- 9 法律、制度の制定や見直しを行う
- 10 犯罪の取り締まりを強化する
- 11 性を商品化したテレビ番組の放送や、ビデオソフト、ゲームソフト、雑誌等の販売・貸出を制限する
- 12 性を商品化したテレビ番組や、ビデオソフト、ゲームソフト、雑誌等の各種メディアが倫理規定を強化する
- 13 その他(具体的に )
- 14 わからない

問36 新聞、雑誌、テレビなどメディアにおける性や暴力の表現について、あなたはどのように思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
- 4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 6 その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )
- 7 特に問題はない

### 男女共同参画施策についておうかがいします。

問37 あなたは次の言葉を知っていますか。(①～⑪の項目それぞれについて、1つだけに○印)

	内容まで 知っている	言葉のみ 聞いたこと がある	知らない
①男女共同参画社会基本法	1	2	3
②男女雇用機会均等法	1	2	3
③和歌山県男女共同参画推進条例	1	2	3
④社会的性別 (ジェンダー)	1	2	3
⑤ポジティブ・アクション (積極的格差改善措置)	1	2	3
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)	1	2	3
⑦和歌山県男女共生社会推進センター「りいぶる」	1	2	3
⑧女性のチャレンジ支援	1	2	3
⑨女性のエンパワーメント	1	2	3
⑩育児・介護休業法	1	2	3
⑪次世代育成支援対策推進法	1	2	3



問38 あなたは、地方自治体など行政において、政策の企画や方針決定の過程で女性の進出を阻む理由があるとするれば、どのようなことだと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- 1 家族、職場、地域における性別役割分担があるから
- 2 男性優位の組織運営になっているから
- 3 家族の支援・協力が得られないから
- 4 女性の能力発揮の機会が不十分だから
- 5 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから
- 6 女性側の積極性が十分でないから
- 7 その他(具体的に )
- 8 わからない

問39 今後、男性も女性も、ともに社会のあらゆる分野に積極的に参画していくためにはどのようなことが特に必要だと思いますか。(3つまでに○印)

- 1 男性と女性の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 男性も女性も、ともに育児休暇が取得できるような企業環境の整備をはかること
- 3 女性が経済力をつけたり、知識・技術の習得に努めるなど、積極的に力をつけること
- 4 男性が家事や育児を行う能力を高めること
- 5 育児、介護を支援する施設やサービスの充実をはかること
- 6 男性も女性も育児休暇を取得できるような、多様な働き方の選択ができるよう環境の整備をすること
- 7 政府や企業などの重要な役職など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること

問40 今後、和歌山県で男女共同参画を推進するために、県は特にどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。(5つまでに○印)

- 1 男女平等の視点から、社会制度や慣習を見直すと共に、啓発を行う
- 2 男女平等の視点にたった教育や学習をすすめる
- 3 人権が尊重・守られる社会づくりをすすめる
- 4 政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する
- 5 家庭や地域社会に男女がともに参画できるよう支援する
- 6 国際交流・国際協力に男女がともに参画できるよう支援する
- 7 企業における男女共同参画の推進を支援する
- 8 就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる
- 9 男女の仕事と家庭・地域生活との両立を支援する
- 10 育児・介護に対する多様な支援を充実する
- 11 農山漁村において男女の協力関係の確立をすすめる
- 12 母性保護の視点から、生涯を通じた女性の健康保持を支援する
- 13 高齢者や障害者、外国人が安心して暮らせる環境の整備をすすめる
- 14 援助を必要とする人の自立を支援する
- 15 市町村における男女共同参画をすすめる取り組みを支援し、連携をすすめる
- 16 その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )
- 17 特にない

問41 和歌山県で男女共同参画をすすめるにあたって、ご意見やご要望がありましたら、自由にご記入ください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

**ご協力ありがとうございました**

記入もれがないか、もう一度お確かめのうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

# 男女共同参画 用語説明

## 男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示す法律。1999年6月公布、施行。

## セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的言動を行い、仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境などを著しく悪化させること。

## DV (ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようですが、家庭内の女兒に対する性的虐待を含めたり、親やその他の親族が子どもに対して振るう暴力などを含めることもある。各都道府県には、「婦人相談所(女性相談所)」が必ず1つ設置され、また民間団体によって運営されている「民間シェルター」が全国に93箇所ある。(H17.11現在)それぞれの施設では相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。

## 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称。同法にいう育児休業とは原則1歳未満の子を養育するための休業をいい(一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで休業することができる)、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族(配偶者のほか、父母および子、配偶者の父母などを含む)を介護するための休業(対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで)をいう。

## 女性のエンパワーメント

女性が、力をもった存在になること。女性が政治・経済・社会・家庭などの分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念。

## 女性のチャレンジ支援

雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。

## 社会的性別(ジェンダー)

生物学的性別(セックス)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

## 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。1985年制定、86年4月施行。2006年6月に改正男女雇用機会均等法成立。

07年4月施行。改正法の概要は  
①男性に対する差別も禁止。②禁止される差別の対象の追加、明確化。  
③外見上は性中立的な要件でも、業務遂行上の必要などの合理性のないものは間接差別として禁止。④妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止。⑤職場におけるセクシュアルハラスメント防止の配慮義務が男性も含めて防止対策の義務化。

## ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。